

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月8日
【中間会計期間】	第25期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	Corporate Division General Manager 川瀬 尚子
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	Corporate Division General Manager 川瀬 尚子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 中間会計期間	第25期 中間会計期間	第24期
会計期間	自2023年4月1日 至2023年9月30日	自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2023年4月1日 至2024年3月31日
売上高 (千円)	484,803	483,749	1,018,798
経常損失 () (千円)	47,513	81,177	78,943
中間(当期)純損失 () (千円)	46,864	71,460	100,264
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	505,737	505,737	505,737
発行済株式総数 (株)	2,477,400	2,477,400	2,477,400
純資産額 (千円)	758,751	618,431	706,053
総資産額 (千円)	1,001,268	865,205	970,854
1株当たり中間(当期)純損失 () (円)	19.11	29.14	40.88
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	3.00
自己資本比率 (%)	72.0	68.0	68.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	22,726	57,426	14,860
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	206	4,730	21,627
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,290	7,324	7,416
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	738,204	609,176	678,658

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する重要な関連会社がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)業績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、世界的な原材料の値上がりなどの影響を受けた物価高による内需の低迷を背景とした停滞感がぬぐいきれない状況が続きました。

一方で、国内経済においては、インバウンドなどの活況により、一部産業や地域において明るい兆しも出てきております。

いずれにしても収束が見えない中東やウクライナなどの国際情勢、米国や日本における安定しない政治の状況、乱高下が見られる不安定な株式市場など、先行きは依然不透明な面が多くあり、依然としていわゆるVUCA（ブーカ）Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）Ambiguity（曖昧性）の時代にあるといえます。

そのような時代において、世界、そして日本においても、会社や個人個人のパーパス（存在理由や目的）へのより本質的な向き合い方、より自分らしく生きるウェル・ビーイングなどの価値観が今後ますます重要になってくることが見込まれております。

そのような変化の中では、経済活動においても、人的資本経営など見えない資産価値の重要性はもちろんのこと、企業、ブランド、製品、サービスが持つ情緒的価値、感性価値は、従来以上に重要な要素となり、当社独自の感性AI、感性メタデータの活用意義が深い社会環境になりつつあります。

またそのような価値観がより重視されていく時代だからこそ、当社主力事業分野であるエンターテインメントの社会貢献性は今後より高まってくることも予想されております。

そのような環境の中、エンターテインメント分野のデータ利活用は、他の産業と比較してもまだまだ進展の余地がある分野となっており、当社独自の感性AIを活用したエンターテインメント分野でのデータサービスの事業機会は、エンターテインメント業界における事業機会として更に増加して行きます。またエンターテインメント分野で培った感性AI技術の活用先は、エンターテインメント分野以外の美容、健康、ファッション、食、飲料、旅、住、金融など日々の暮らしに関わる領域に広がっており、インターネット媒体での記事・コンテンツのレコメンド（おすすめ）や広告などにおいて利活用が当該期間においても一層の進展がありました。

当社の独自感性データ技術は、エンターテインメント分野でいえば、当社データ・技術を活用した音楽・映像サービスは、利用者の好みをより理解することで、コンテンツの出会い方、楽しみ方をより進化させることが可能となります。また感性マーケティング分野における生活者視点でいえば、自分らしく生きる、社会と共に生きる、自らのライフスタイルを見つけてより良く暮らす、そうしたニーズを繋ぎ広げることには可能な技術です。企業視点から見ても、今後、より自社のフィロソフィー、カルチャー、ストーリー、こだわり、期待価値などを丁寧に訴求することで、自社の感性価値、情緒的価値に基づいた共感で繋がる生活者との長期的でより深いコミュニケーションが可能となります。それらの生活者と企業とのエモーショナルな繋がりを創ることに、当社独自の感性AIの有用性があります。それらを可能とする独自の感性AIやデータ開発、データマネジメントを当該期間においてその基盤の構築を一層進めてまいりました。

その上で、中期的には、当社の既存主力事業であるエンターテインメント分野と新規事業である感性マーケティング分野を繋ぎ、日本全国の大企業から個人事業者や生産者と生活者のコミュニケーション活動とエンターテインメントが持つ共感を増幅する力を掛け合わせ、アーティスト、クリエイター、企業、生産者、生活者、ファン、それぞれのフィロソフィーやストーリー、気持ちを繋げる“新しいコミュニケーション”の実現に貢献してまいります。

当社の強みは、感性メタデータを活用した独自の感性AIの開発と音楽、映像を中心としたエンターテインメント分野を通じて人間が持つ感性や感情を体系的、網羅的、詳細にデータベース化を行い、国内最大級の感性データベースであるメディアサービスデータベース（以下「MSDB」といいます）として開発、運用しているところにあります。それらのデータ・技術開発を通じて、“新しいコミュニケーション”“セレンディピティ＝偶然の幸せな出会い”を生む独自のサービスを創ることで人と人がより深く繋がる社会に役に立ちます。

当社は、「データベース・サービスカンパニー」として、創業以来『人の気持ちをつなぐ』というビジョンのもと、コンテンツに紐づく情報をデータベース化したオリジナルのMSDBを開発し、主にインターネットサービス会社を対象に、データ提供、検索機能提供、レコメンド・パーソナライズ機能提供、データ分析などの多様な

データベース関連サービスの開発および提供を行っております。具体的には現在、「音楽データサービス」「映像データサービス」「感性ターゲティング広告サービス」の3事業を展開しております。

これらのサービスについては、ユーザーベースをもつパートナー企業への技術ライセンス提供として、KDDI株式会社、株式会社レコチョク、株式会社NTTドコモ、LINEヤフー株式会社、楽天グループ株式会社、LINE MUSIC株式会社、HJホールディングス株式会社（サービス名「Hulu」）、株式会社サイバーエージェント（サービス名「Ameba News」）、株式会社フジテレビジョン（サービス名「FOD」）、株式会社集英社、株式会社世界文化ホールディングス、株式会社CCCメディアハウス、株式会社ハースト婦人画報社などのサービスにて利用されております。

開発・運用型売上ではなく、技術ライセンス収入主体への事業モデルの転換に向けたデータ・テクノロジーライセンス事業に一段と主力事業がシフトする一方で、当該期間においては、感性ターゲティング広告サービスへの投資をより一層増加し、エンターテインメント分野含め売上の25%を目処に積極的な投資を実行しております。それら事業活動の結果として、売上高483,749千円(前年同中間期比99.8%)、営業損失81,316千円(前年同中間期は51,018千円の営業損失)、経常損失81,177千円(前年同中間期は47,513千円の経常損失)、中間純損失71,460千円(前年同中間期は46,864千円の間接純損失)となりました。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末における総資産は、865,205千円（前事業年度末比105,648千円減）となりました。流動資産につきましては777,214千円（同108,234千円減）となり、増減の主な要因としましては、現金及び預金の減少（同69,482千円減）、売掛金の減少（同44,012千円減）などがあったことによります。固定資産につきましては、87,990千円（同2,585千円増）となりました。

負債は、246,773千円（同18,027千円減）となりました。増減の主な要因としましては、買掛金の減少（同9,188千円減）、未払金の減少（同6,587千円減）などがあったことによります。

以上の結果、純資産は、618,431千円（同87,621千円減）となり、自己資本比率は、前事業年度末の68.7%から68.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は前事業年度末に比べ、69,482千円減少し、609,176千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、57,426千円（前年同中間期は22,726千円の獲得）となりました。主な収入要因としては、売上債権の減少44,012千円であります。一方で主な支出要因としては、税引前中間純損失71,195千円の計上および仕入債務の減少9,188千円などであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、4,730千円（前年同中間期は206千円の獲得）となりました。主な支出要因としては、貸付による支出5,000千円であります。一方で主な収入要因としては、貸付金の回収による収入269千円あります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、7,324千円（前年同中間期比34千円増）となりました。主な支出要因としては、配当金の支払額7,323千円あります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更及び新たに定めた経営方針・経営戦略等はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の金額は、39,180千円あります。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題意識と今後の方針について」に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,420,000
計	7,420,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,477,400	2,477,400	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	2,477,400	2,477,400	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第17回新株予約権(2024年6月21日取締役会決議に基づき2024年7月1日発行)

決議年月日	2024年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 4
新株予約権の数(個)	300
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	937(注2)
新株予約権の行使期間	自2026年7月2日 至2034年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 937 資本組入額 469
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

新株予約権証券の発行時(2024年7月1日)における内容を記載しております。

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株とする。ただし(注)1.に定める株

式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時まで継続して、取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザー、コンサルタント、社外協力者、業務委託先等その名目の如何を問わず、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)との関係で委任または請負等の継続的な契約関係にある場合に限り行使できる。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

4. 組織再編成時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 3. に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日 (注)	-	2,477,400	-	505,737	70,000	134,137

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
浦部 浩司	東京都港区	668,200	27.24
カルチュア・コンビニエンス・クラブ 株式会社	大阪府枚方市岡東町12番2号	240,000	9.78
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	240,000	9.78
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566番1号 井門明治安田生命ビル	145,000	5.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	99,300	4.04
MSIP CLIENT SECURIT IES (常任代理人モルガン・スタンレーMU FG証券株式会社)	25 Cabot Square, Ca nary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	74,100	3.02
水元 公仁	東京都新宿区	70,000	2.85
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	64,300	2.62
芳林 知仁	東京都豊島区	55,100	2.24
立見 雄浩	東京都東村山市	43,600	1.77
計	-	1,699,600	69.29

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 24,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,450,800	24,508	-
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	2,477,400	-	-
総株主の議決権	-	24,508	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式85株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ソケット	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号	24,600	-	24,600	0.99
計	-	24,600	-	24,600	0.99

(注) 上記のほか、当社所有の単元未満自己株式85株があります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	678,658	609,176
売掛金	180,343	136,331
仕掛品	265	-
その他	26,181	31,707
流動資産合計	885,449	777,214
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
その他	85,404	87,990
投資その他の資産合計	85,404	87,990
固定資産合計	85,404	87,990
資産合計	970,854	865,205
負債の部		
流動負債		
買掛金	41,812	32,624
未払金	20,977	14,389
未払法人税等	6,292	4,795
賞与引当金	41,920	44,831
その他	45,131	32,605
流動負債合計	156,134	129,245
固定負債		
退職給付引当金	108,665	117,527
固定負債合計	108,665	117,527
負債合計	264,800	246,773
純資産の部		
株主資本		
資本金	505,737	505,737
資本剰余金		
資本準備金	204,137	134,137
その他資本剰余金	89,928	52,306
資本剰余金合計	294,066	186,443
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	100,264	71,460
利益剰余金合計	100,264	71,460
自己株式	32,097	32,099
株主資本合計	667,441	588,621
新株予約権	38,612	29,810
純資産合計	706,053	618,431
負債純資産合計	970,854	865,205

(2) 【中間損益計算書】

(単位 : 千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
売上高	484,803	483,749
売上原価	261,979	274,084
売上総利益	222,824	209,665
販売費及び一般管理費	273,842	290,981
営業損失 ()	51,018	81,316
営業外収益		
受取利息	17	14
受取配当金	3,380	-
受取手数料	28	28
商標権使用料	60	60
未払配当金除斥益	18	29
その他	0	5
営業外収益合計	3,504	138
経常損失 ()	47,513	81,177
特別利益		
新株予約権戻入益	1,793	9,982
特別利益合計	1,793	9,982
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前中間純損失 ()	45,719	71,195
法人税、住民税及び事業税	1,145	265
法人税等合計	1,145	265
中間純損失 ()	46,864	71,460

(3)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	45,719	71,195
減価償却費	47	-
新株予約権戻入益	1,793	9,982
株式報酬費用	1,808	1,180
賞与引当金の増減額(は減少)	17	2,910
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,021	8,861
受取利息及び受取配当金	3,397	14
固定資産除却損	0	-
売上債権の増減額(は増加)	56,961	44,012
棚卸資産の増減額(は増加)	23	265
仕入債務の増減額(は減少)	5,185	9,188
未払金の増減額(は減少)	10,689	6,587
契約負債の増減額(は減少)	2,706	4,240
未払消費税等の増減額(は減少)	9,651	401
その他の流動資産の増減額(は増加)	8,753	3,880
その他の流動負債の増減額(は減少)	9,664	7,889
その他	1,195	308
小計	21,614	55,841
利息及び配当金の受取額	3,397	14
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,285	1,599
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,726	57,426
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	285	-
貸付けによる支出	-	5,000
貸付金の回収による収入	492	269
投資活動によるキャッシュ・フロー	206	4,730
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	7,202	7,323
その他	88	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,290	7,324
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	15,642	69,482
現金及び現金同等物の期首残高	722,561	678,658
現金及び現金同等物の中間期末残高	738,204	609,176

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
役員報酬	31,770千円	33,060千円
賃金給料及び諸手当	74,082	86,188
支払手数料	50,936	50,001
広告宣伝費	110	2,759
賞与引当金繰入額	14,475	11,197
退職給付費用	4,003	6,707
研究開発費	39,350	39,180

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	738,204千円	609,176千円
現金及び現金同等物	738,204千円	609,176千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	7,358	3	2023年3月31日	2023年6月22日	資本剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	7,358	3	2024年3月31日	2024年6月24日	資本剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
当社は、2024年6月21日開催の第24回定時株主総会の決議に基づき、資本準備金の額70,000千円を減少し、減少した額の全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、その他資本剰余金のうち100,264千円を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当しております。この結果、当中間会計期間末において、資本準備金は134,137千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)及び当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は、モバイル端末向けアプリケーション開発、データベース構築及びそれらを組み合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)

(単位:千円)

	収益分解の内容		合計
	サービス提供	受託開発	
顧客との契約から生じる収益	481,566	3,237	484,803
外部顧客への売上高	481,566	3,237	484,803

当中間会計期間(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

(単位:千円)

	収益分解の内容		合計
	サービス提供	受託開発	
顧客との契約から生じる収益	464,059	19,690	483,749
外部顧客への売上高	464,059	19,690	483,749

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
(1) 1株当たり中間純損失()	19円11銭	29円14銭
(算定上の基礎)		
中間純損失()(千円)	46,864	71,460
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失()(千円)	46,864	71,460
普通株式の期中平均株式数(株)	2,452,749	2,452,717

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月8日

株式会社 ソケッツ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北澄 裕和

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケッツの2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケッツの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。ま

た、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。